

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅について

1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅とは

高齢者向け住宅として、適正な運営により、住まいの選択肢を提供し、高齢者の安全、安心な日常生活に寄与するもの。都道府県知事の指導・監督の対象となる。

(1) 有料老人ホーム

- ・ 老人福祉法に定める、老人を入居させ、次のいずれかのサービス（複数可）を提供している施設。事業開始前に県への届出が必要となる。

- ・ 入浴、排せつ若しくは食事の介護
- ・ 食事の提供
- ・ 洗濯、掃除等の家事
- ・ 健康管理

- ・ 設置及び運営に関しては、「茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める指導基準が適用され、違反した場合、老人福祉法に定める指導対象となる。

(2) サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 高齢者の居住の安定確保を図る観点から、質の高い高齢者向け住宅の供給の促進を目的とし、平成 23 年 10 月の高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正で登録が制度化された施設。有資格者等による状況把握サービス及び生活相談サービスの提供が必須。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当するサービスを提供する場合、有料老人ホームとして老人福祉法の指導対象となる。（有料老人ホームとしての届出は不要）。

2 運営上の注意点について

「ホーム（住宅）」と「介護保険事業所」はそれぞれ独立した事業所であり、職員の勤務時間、及び提供するサービスは明確に区分する必要があること、介護保険サービスを利用する入居者について、特定の事業所のサービス提供に限定・誘導することや、希望する介護保険サービスの利用を妨げることは不適切であることに注意する。

(1) 職員の適切な配置について

- ・ 入居者の人数や要介護度、提供するサービスに応じた職員を配置する。
- ・ 介護保険事業所と兼務する職員については、勤務時間を明確に分ける。

(2) サービスの提供について

- ・ 提供するサービスは契約書に明記し、重要事項説明書により入居者に説明する。
- ・ 住宅として提供するサービスと介護保険サービスとして提供するサービスを明確に分ける。
- ・ 入居者へ住宅の運営事業者以外のサービスを自由に選択することができることを説明する。

【参考】R5 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」

(3) 事故報告書の提出について

- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅内において発生した事故については、「事故報告書」を県へ提出する。【提出先：茨城県福祉部長寿福祉課 介護基盤整備担当】

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetsu/yuryou/yuryo-sisin-index.html>